

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

目次

- はじめに
- 前払価値保蔵商品 (ASU2016-04)
- デリバティブ契約の更改 (ASU2016-05)
- 負債商品におけるコンティンジェント・プット及びコール・オプション (ASU2016-06)
- 付録—四連続決定段階

三つ葉のクローバー

FASB が EITF 合意に対応する ASU を発行

クリス・クレイダーマン (Chris Cryderman)、マット・ロリエ (Mat Lorie)、インデジート・シング (Inderjeet Singh)、マーク・ボルトン (Mark Bolton) 及びステファン・マッキニー (Stephen Mckinney) (デロイト&トウシュ LLP)

はじめに

発生問題専門委員会 (EITF) により到達した合意に対応して、FASB は以下の三つの会計基準アップデート (ASU) を発行した。

- 特定の前払価値保蔵商品 (Prepaid Stored-Value Products) に係る失効の認識 (ASU2016-04)
- 既存のヘッジ会計関係に係るデリバティブ契約更改の影響 (ASU2016-05)
- 負債商品におけるコンティンジェント・プット及びコール・オプション (ASU2016-06)

当 Heads Up は、各 ASU の背景、主要規定、発効日及び移行規定を議論している。

前払価値保蔵商品 (ASU2016-04)

背景

事業体は、財又はサービスの購入のため、保有者により利用 (redeem) されうる、物理的及びデジタル形式による前払価値保蔵商品 (prepaid stored-value product) を販売しうる。事業体が、前払価値保蔵商品を販売する際には、商品保有者に対する負債を認識する。保有者が、前払価値保蔵商品を利用すると、事業体は保有者に対する負債を減少させ、当該財又はサービスを提供した取引先に対する負債を決済する。様々な理由で、保有者は、当該商品の前払価値のいずれか又は一部を使用しえない (一般に「失効 (breakage)」として参照される)。事業体が、失効の結果として、商品保有者に対する負債を認識中止可能な時期に関して実務においては多様性が存在する。

主要規定

ASU2016-04 は、特定の前払価値保蔵商品に係る金融負債の消滅に係るガイダンスを改訂する (以下の当 ASU の範囲の議論を参照のこと)。前払価値保蔵商品を販売する事業体は、失効金額 (すなわち、利用されないであろう金額) に対する権利を付与されると予想する場合、事業体は、失効金額の重要な振り戻しが事後に発生しない可能性が高い範囲で、商品保有者により、「行使されると予想される権利のパターンに対して比例的に」予想失効の影響を認識するであろう。すなわち、事業体は、即時に失効を認識しないが、前払価値保蔵商品が利用されるにしたがい、比例的に認識することになる。

一方、予想失効は、保有者が残存権利を行使する可能性が低くなった時点で、認識されることになる。

事業体は、各報告期間で失効の見積りを再評価することが要求される。この見積りの変更は、会計上の見積りの変更として会計処理されることになる¹。失効を認識する事業体は、「失効認識に使用された方法論及び失効方法適用に当たり下された重要な判断」の開示が要求される。さらに、当 ASU の範囲内の前払価値保蔵商品は、金融負債に関する ASC825²の開示規定から除外される。

編集者注: ASU2016-04 の認識の中止に関する改訂は、SEC スタッフにより表明された見解、及び ASC606³で説明される失効の会計処理方法と整合する。これには、その下では、事業体は、失効の重要な振り戻しが事後に発生しない可能性が高い範囲で、予想失効の影響を認識する「制約」が含まれる。事業体は、事後の振り戻しの可能性及び重要さを増加しうる要素を列挙する ASC606-10-32-12 をおそらく検討するであろう。

範囲

当 ASU の範囲内の前払価値保蔵商品は、「財又はサービスに対する支払いとして一般に受諾される」ものである。但し、以下の商品を除く。

- その他の米国会計基準トピックの範囲内である(例えば、カジノ・ゲームのチップ⁴、又は収益取引)
- 顧客ロイヤリティ・プログラムの一部である
- 未請求の財産法の対象である
- 現金に関してのみ商品保有者により利用可能である(しかしながら、現金及び財又はサービスに関して利用可能である商品は、当 ASU 範囲内となる)
- 分離区分された銀行勘定に付随している(すなわち、顧客預金勘定)

当 ASU の範囲内である商品の例としては、トラベラーズ・チェック、テレフォン・カード及び為替(money order)が含まれる。当 ASU の範囲内でない商品には、無記名債券、遡及権のない債務及び買掛金が含まれる。

編集者注: ASU2016-04 の範囲からは、その他の米国会計基準トピックにより会計処理される取引、例えば収益取引が除外される。発行者からのみ利用可能な前払価値保蔵商品は一般的に収益取引(発行者からの観点)として会計処理されることになる。発行者と第三者取引先の双方により利用可能である前払価値保蔵商品は、当 ASU の範囲内とするのが我々の理解である(発行者の観点から)。例えば、前払価値保蔵商品発行者は、会社が保有する拠点及びフランチャイジーが所有する拠点を有する可能性がある。前払価値保蔵商品は、会社及びフランチャイジーが保有する拠点の双方で使用されうる場合、発行者の会計処理において当 ASU の範囲内となる。

¹ ASC 250-10-45-17 から 45-20 参照。

² FASB 会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB 会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

³ ASC 606-10-55-46 から 55-49 参照。

⁴ ASC 924-405 参照。

移行措置及び発効日

公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2017 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度、及びそれら会計年度内の期中期間から発行する。その他の全ての事業体に関しては、2018 年 12 月 15 日より後に開始する年次期間、及び 2019 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間から発行する。ASC606 の発効日より前の適用を含め、早期適用は認められる。報告事業体は、(1)適用年次期間の期首時点で、未処分利益に対する累積的影響の記帳による修正遡及移行アプローチ、又は(2)完全遡及移行アプローチの何れかを使用して当ガイダンスを適用可能である。

設例—失効金額が予想される場合の失効の認識

A 社は、第三者取引先により使用されうる当 ASU 範囲内の前払価値保蔵ギフト・カード 1,000 ドルを販売し、カード保有者に対するその金額に関して負債を認識している。類似カードに係る歴史的経験及び重要な収益の振り返りが事後に発生しうるか否かの評価を基礎として、A は、失効 200 ドルについて権利付与されると予想する(すなわち、A は、1,000 ドルの負債が 800 ドルで決済されるであろうと予想する)。当 ASU によれば、A は、利用される金額に比例して失効を認識することになる(すなわち、失効 200 ドルは、800 ドルが利用されるにすぎない、比例的に認識される)。結果として、A の負債は、利用されるギフト・カード金額の 25 パーセント相当失効金額分だけさらに減算されるであろう。例えば、カード保有者がギフト・カード残高 40 ドルを使用する場合、失効 10 ドルが、50 ドル分ギフト・カード負債が減少することで、記帳されることになる。A の失効見積りが変わらないことを前提とすれば、その負債が、ギフト・カードが使用される時点で決済されることになる。

デリバティブ契約の更改 (ASU2016-05)

背景

デリバティブの更改は、新規当事者に対して権利及び義務を、デリバティブ契約の一当事者が付与する場合に発生する(すなわち、法律上、それ自身を他の当事者に置き換える)。当更改に係る承認は典型的には、既存のデリバティブ相手方による承認が要求される。更改後は、新規当事者により置き換えられた事業体は、当契約による権利又は義務をもはや有しない。

デリバティブの更改は、例えば以下のような様々な理由で発生しうる。

- 金融機関の統合の結果、存続事業体を新規当事者として指定するため。
- 同一親会社を有する異なる法的事業体間で、既存事業ライン又はリスク・エクスポージャー移転に関するピークルとして。
- 法律又は規制の要求を満足するため(例えば、集中デリバティブ決済当事者を使用する要求事項に準拠する方法として)。

ASC815 により、事業体は、(1)ヘッジ手段たるデリバティブ商品が期限が切れる、又は売却される、終了される若しくは行使される、又は(2)ヘッジ関係の重要条項の変更を希望する場合に、ヘッジ関係を中止しなければならない。ASC815 はしかしながら、明示的には、ヘッジ手段たるデリバティブの更改が、ヘッジ関係に影響を与える方法に対処しておらず、この曖昧性は、実務的には、整合しない適用に繋がる結果となった。ASU2016-05 は、ヘッジ手段たるデリバティブの相手方の変更は、それ自体において、ヘッジ関係の中止の引き金を引くか否かを明確化している(すなわち、事業体にヘッジの再指定を要求する)。

編集者注:2012年5月の国際スワップデリバティブ協会(International Swaps and Derivatives Association)への所管、及び現在のSEC及びPCAOBの進展に係る2014年AICPA会議におけるスピーチにおいて、SECスタッフは、ヘッジ手段たるデリバティブの更改後に、既存のヘッジ関係の継続に反対しない状況の例を提供した。当設例は、当時では最新の法制の分岐化及び特定のデリバティブ取引の集中決済を要求する規制設定に関する懸念に対処すること、及び実務上の多様性を制限することが意図されていた。ASU2016-05はこのパラダイム(理論的枠組み)を変更し、したがって、事業体はいまや、更改それ自身は、ヘッジは、更改が特定の例外適格でない限り、精算(unwind)されなければならないと想定する代わりに、更改それ自身は、そのヘッジの精算が強制されないであろうことを想定することになる。

主要規定

ASU2016-05は、「既存のヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブ商品の当事者の変更」又は「ヘッジ関係の重要条件の変更は、**それ自身では**、デリバティブ商品の終了とみなされないことになる」(強調追加)、ことを明確化している。ASC815のその他の全てのヘッジ会計基準が満足される限り、ヘッジ手段たるデリバティブ商品が更改されるヘッジ関係は、中止されない、又は再指定を要求しないことになる。この明確化は、キャッシュ・フロー及び公正価値ヘッジ関係の双方に適用される。

編集者注:ASU2016-05の結論の背景は、「報告事業体は常に、ヘッジ関係におけるデリバティブ商品の相手方の信用状態の評価が要求される(ヘッジ関係の通常の過程において、及び更改時点の双方で)」と述べている。事業体は、相手先の変更の結果のみで、ヘッジ関係の中止は要求されないが、事業体は、当該相手先の信用状態の検討が必要とされる。新規相手方の信用状態が当初相手方のそれと大幅に相違する場合には、ヘッジ関係はもはや、高度に有効なヘッジではない可能性があり、それば、ヘッジ対象関係の中止の引き金を引くことになる。

発効日及び移行措置

公開ビジネス事業体に関しては、当ASUは2016年12月15日より後に開始する会計年度、及びそれらの会計年度内の期中期間から発効する。その他の全ての事業体に関しては、2017年12月15日より後に開始する会計年度、及び2018年12月15日より後に開始する会計年度内の期中期間から発効する。事業体は、当ガイダンスを将来に向かって適用することになる。但し、修正遡及移行を選択する場合を除く。早期適用は、期中期間を含め認められる。

将来に向かったアプローチ

将来に向かったアプローチにおいては、事業体は、ヘッジ手段たるデリバティブの相手方は、報告事業体がASU2016-05適用後、変更される、ヘッジ関係に対してのみ改訂が適用されることになる。

修正遡及アプローチ

選択される場合、修正遡及アプローチは、以下の条件の全てを満足するデリバティブ商品に対して適用されるであろう。

- 「デリバティブ商品が、財務諸表において表示される期間の全て又は一部期間において未履行である。」

- ・ 「デリバティブ商品は、ヘッジ関係について、ヘッジ手段として従来指定されていた。」
- ・ 「ヘッジ関係が、デリバティブ商品の更改のみに起因して指定中止され、かつ [ASC815 の]その他のすべてのヘッジ会計規準が、そうでなければ満足され続けていた。」⁵

当該ヘッジ関係については、事業体は、表示対象の各期間に関して更改から生じるヘッジ指定の中止の影響を財務諸表から排除することになる。事業体はまた、(1)上述の規定を満足し、かつ(2)表示対象の最も早い帰還の期首より前に発生した更改の結果としてヘッジ関係を指定中止されたデリバティブの財務諸表に係る累積的影響を反映するため、期首未処分利益を調整することになる。

編集者注: 修正遡及アプローチを適用するため、事業体は、(1)ヘッジ関係が更改のみを理由として指定中止された日と、(2)ASU2016-05 を事業体が適用する日との間の全期間に関して、ASC815による当初ヘッジ文書により要求されるように、有効性の評価、及び非有効性の測定が要求される。

開示

いずれの移行アプローチによっても、事業体は、該当すればそれが当 ASU を適用する期間において、会計原則の変更の性質及び理由に関して、ASC250-10-50-1(a)及び 50-2 により要求される開示を提供しなければならない。修正遡及アプローチを選択する事業体はまた、該当すれば、遡及的に調整される金額及び未処分利益に対する累積的影響に関する、ASC250-10-50-1(b)(1)及び 50-1(b)(3)により要求される開示を提供しなければならない。

負債商品におけるコンティンジェント・プット及びコール・オプション (ASU2016-06)

背景

コンティンジェント・プット及びコール・オプション等、組み込まれた特性を有する負債商品の会計処理方法を決定するため、事業体は、組込デリバティブは、本契約から分離され、別個に会計処理されなければならないか否かの評価が要求される。この評価の一部は、組込デリバティブ特性は、負債ホストに明確かつ密接に関連するか否かの評価を含む。現行ガイダンスでは、負債ホストに明確かつ密接に関連するとみなされる偶発的に行使可能なオプションについては、彼らは金利又は信用リスクのみに対して指標付けされなければならない。

ASU2016-06 は、事象が、組込コンティンジェント・オプションを行使できる事業体の能力を引き起こす事象が、明確かつ密接に関連するものとして適格なオプションに係る金利又は信用リスクに指標付けられなければならないか否かに関する不整合な解釈指針に対処している ASC815-15-25-42⁶における当現行四連続決定段階が、当ペイオフが、金利又は信用リスク以外の何かに指標付けられているか否かのみ焦点を当てているため、実務上の多様性が進展してきた。結果的に、事業体は、彼らが(1)組込特性は、四連続決定段階のみを基礎として、負債ホストに明確かつ密接に関連するか否かを判定、又は(2)最初に四連続決定段階を適用し、その後また、コンティンジェント・プット又はコール・オプションの行使可能性の引き金を引く事象が、金利又は信用リスクのみに指標付けられる(及びある異質の事象又は要素ではない)か否かを評価しなければならない。

⁵ 当該基準は、ヘッジ手段たるデリバティブの相手方によるデフォルトの発生可能性の評価を要求するものを含むことになる。ASC 815-20-35-14から35-18参照。

⁶ 四連続決定段階は、FASBのデリバティブ導入グループにより当初開発された導入ガイダンスである。さらなる情報については、付録を参照のこと。

主要規定

当 ASU は、組込コンティンジェント・プット又はコール・オプションが、負債ホストに明確かつ密接に関連しているか否かの評価に当たり、事業体は、当 ASU により改訂された ASC815-15-25-42 における四連続決定段階のみの実施が要求される(付録参照のこと)。当事業体は、コンティンジェント・オプションを行使可能な能力の引き金を引く事象それ自身が、金利又は信用リスクのみに指標付けられているか否かを別個に評価する必要はない。

設例—社債に組み込まれたコンティンジェント・プットオプション

A 社は、S&P 500 インデックスが 2,200 を超過する場合に、額面の 105 パーセントに未払利息を加算した金額で、発行者に対してプット可能となる、10 年社債を額面で発行する。

A 社は、改訂後の ASC815-15-25-42 の四連続決定段階を、以下のように、組込プット・オプションが、負債ホストに明確かつ密接に関連しているか否かを評価するために適用しなければならない(四連続決定段階に関する更なる情報については、付録を参照のこと)。

- ・ **段階 1**—指標の変動を基礎として調整される決済時に支払われる金額であるか？
いいえ。当不測性の行使は、S&P 500 インデックスを基礎としている。しかしながら、決済時のペイオフは、「インデックスの変動を基礎として調整」されない。当該ペイオフ金額は、額面の 105 パーセントに未払利息を加算した金額で固定される。A 社は、段階 3 へ進むことになる。
- ・ **段階 2**—ペイオフは、金利又は信用リスク以外の基礎数値に指標付けられているか？
この段階は該当しない。段階 1 で議論されているように、ペイオフは固定されている。
- ・ **段階 3**—当該負債は、実質的なプレミアム又はディスカウントを含んでいるか？
いいえ。当負債は、額面と実質的ではないプット可能な 5 パーセントのプレミアムで発行されている。また、ASC815-15-25-26 項の当ガイダンスは、該当しない。これは、S&P 500 インデックスの動きは、二次的な基礎数値であるとみなされ、したがって、組込プットは、「唯一の基礎数値は、金利又は金利インデックス」であるものであるためである。
- ・ **段階 4**—不測時に行使可能なコール(プット)オプションは、契約元本金額の返済を加速させるか？
この段階は該当しない。段階 3 の質問に対する回答がいいえであるため、分析は要求されない(すなわち、実質的なディスカウント又はプレミアムはない)。

組込プット・オプションは、負債ホストに**明確かつ密接**に関連しており、したがって、分離が要求されない。A 社は、社債保有者が、コンティンジェント・オプションを行使する能力の引き金を引く事象(すなわち、S&P 500 インデックスの動き)が、それ自身で、金利又は信用リスクのみに対して指標付けられているか否かを別個に評価することは要求されない。

発効日及び移行措置

公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU は、2016 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度、及びそれらの会計年度内の期中期間から発効する。その他の全ての事業体に関しては、2017 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度、及び 2018 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間から発効する。事業体は、期中期間を含め、当 ASU を早期適用可能であろう。しかしながら、期中期間で早期適用する場合は、期中期間を含む会計年度の期首時点で、調整を反映しなければならない。

事業体は、組込デリバティブが負債ホストに**明確かつ密接**に関連しているか否かを、既存の負債商品について判定するため、及び当該商品発行又は取得日時点で存在したホスト契約及び組込デリバティブの経済的特性及びリスクを考慮に入れるために、四連続決定段階の使用が要求されている、修正遡及移行アプローチを適用するであろう。

組込デリバティブの分離はもはや、当 ASU 適用の結果として要求されない場合、事業体は、負債ホスト契約の帳簿金額と従来分離されていた組込デリバティブの公正価値の合計額として、適用日時点での負債商品の帳簿金額を決定することになる。当該合計から生じるプレミアム又はディスカウントは、当該コール(プット)オプションが、負債商品に密接かつ密接に関連するか否かの事業体の評価に影響を与えないであろう。事業体は、期首未処分利益に対する累積的影響額調整を行わないであろう。

当 ASU のガイダンス適用の結果として、負債商品から組込デリバティブを分離することがもはや要求されない事業体はまた、当改訂が発効する財務年度の期首時点で、その負債商品を全体で公正価値で測定し、利益に公正価値変動を認識することを選択する、撤回不能な一回限りのオプションも有する。

その選択の影響は、適用時の会計年度の期首の未処分利益に対する累積的影響額調整として、報告されることになる。事業体は、商品ごとに公正価値オプションの適用を選択しなければならない。

付録—四連続決定段階

ASC815-15-25-42(ASU2016-06により改訂後)は、負債商品の決済を加速しうるコール(プット)オプションが、負債ホスト契約に明確かつ密接に関連するか否かの判定について、以下の四連続決定段階を提供している。

段階 1: インデックスの変動を基礎として調整される決済時に当金額(また、ペイオフとして参照される)が支払われるか? はい、であれば段階 2、いいえ、であれば段階 3 へ続く。

段階 2: ペイオフは、金利又は信用リスク以外の基礎数値に指標付けされているか? はい、であれば組込特性が、負債ホスト契約に明確かつ密接に関連せず、段階 3 と 4 によるさらなる分析は要求されない。いいえ、であれば組込特性が、段階 3 と 4 によりさらに分析されなければならない。

段階 3: 負債は実質的なプレミアム又はディスカウントを含むか? はい、であれば段階 4 へ続く。いいえ、であれば、[ASC]815-15-25-26 による当契約の更なる分析が、該当あれば必要とされる。

段階 4: 不測時に行使可能なコール(プット)オプションは、契約上の元本金額の返済を加速させるか? はい、であれば当該コール(プット)オプションは、負債商品に明確かつ密接に関連していない。不測時に行使可能でない場合、該当あれば[ASC]815-15-25-26 によるさらなる契約の分析が要求される。

登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください(www.deloitte.com/us/subscriptions)。

財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト www.deloitte.com/us/techlibrary をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。